

消費生活相談事例

移動販売車で物干し竿を購入したら高額な金額を請求された

相談概要

移動販売の車が、物干し竿を「2本で1,000円」とアナウンスしていた。

呼び止めて、2本購入することにすると、販売員は長さを合わせて竿を切った。

3万円の請求書を渡されて驚くと、「これが相場の商品で、もう竿を切ったから、交換はできない。」と脅すような口調でいわれた。一人暮らしで、トラブルが怖くて支払ったが、騙されたように納得できない。

クーリングオフできないか。

処理概要

領収書からは事業者を特定することができず、交渉することができなかった。

移動販売車による同様の相談が各地で多数寄せられているため、その情報提供と呼び込む場合の注意点について話した。

ポイント

自動車による、物干し竿の移動販売に関する相談件数は、増加している。

相談事例のように「2本で1,000円」などと呼びかけて、別の高額な商品を販売したり、竿を切って買わざるを得ない心理に陥らせて販売するケースなどがある。

消費者がアナウンスを聞いて呼び止め、その場で呼びかけていた物以外の(高額な)商品を購入した場合や、事業者を自宅に呼んだ場合であっても、呼びかけていたもの以外の商品を自宅で購入した場合などは特定商取引法の対象となり、クーリングオフが可能である。

また、特定商取引法の対象とならないが、真の価格を告げられずに契約した場合や事実と異なる価格を告げられた場合は、契約の不成立や消費者契約法の不実告知による取消、錯誤による無効の主張も可能である。

ただし、領収書などの書面が交付されない場合や、交付されても業者名や連絡先を特定することができないことが多く、一度代金を支払うと、解約や返金などが困難である。

また、購入したときの状況によっては、特定商取引法の訪問販売に当たらないこともあり、クーリングオフできないこともある。

移動販売等の契約当事者をみると、家事従事者や無職の中高年層が多く、在宅率が比較的高い人がターゲットとされている。

全国の相談事例をみても、移動販売等でのトラブルは多く、悪質なケースも少なくないので、声をかけるときは次のことに気をつけること。

- ・よく分からない業者から購入する必要があるのか、よく考え、声をかけるのは慎重にすること。
- ・購入の意思表示をする前に金額を確認し、希望の金額でない場合には、きっぱりと断る。
- ・領収書や契約書等に、販売業者の連絡先が明記されているか確認する。
- ・領収書等を出し渋ったり、連絡先を教えようとしぬ業者との契約は避けること。

断っているのに帰らない場合には、110番通報をする。

クリーニングに出した洋服にシミがついていた

相談概要

去年の夏にクリーニングに出した春物のジャケットを広げたらシミが付いていた。ジャケットは去年購入したもので、クリーニングに出す前はシミが無かった。店に申し出たところ、受け取りから6ヶ月以上経過しているため補償期間は過ぎているが、もう一度クリーニングしてくれるという。気に入って購入したものであるため、新品で弁償してほしい。

処理概要

「クリーニング事故賠償基準」に基づく賠償額の算出方法について説明した。また、クリーニングのトラブルを防ぐための注意点について情報提供した。

ポイント

クリーニングのトラブルの賠償範囲については、クリーニング業者の全国組合が「クリーニング事故賠償基準」を定めている。

「Sマーク」や「LDマーク」を掲示している店では「クリーニング事故賠償基準」をもとに適正に対処することになっているが、マークのない店でもこの基準を目安に問題解決を図っているところが多い。

この基準に基づく賠償額は、原則として物品の再購入価格を基準として、購入時からの経過月数に応じた補償割合で算出するとし、購入から時間がたっていると購入金額全額の補償を求めることはできない。

また、仕上がり品を受け取ってから6ヶ月、あるいは品物を預けてから1年間受け取りに行かずに経過すると、業者は賠償額の支払いをする必要がなくなり、消費者は補償を求められなくなるとしている。

クリーニングのトラブルで多いものでは「風合いの変化」「変色・色落ち」「シミ」「紛失」等があり、トラブルの原因の特定が非常に難しいが、店側、消費者双方の少しの注意で防げるものも多い。

たとえば、パーマ液や漂白剤は付いた時は目立たなくても、クリーニングの仕上げの処理により変色が進んで目立つ場合があるため、付着した場合はすぐに水で洗い流すこと。

また、クリーニングに「出す時・受け取る時」には、その点数、種類、シミの有無、処理方法など、店と消費者が確認することが必要である。

仕上がり品はなるべく早く受け取り、点数とともに品物、色、形、付属品等の十分な確認をすることにより紛失や商品の間違い等を防ぐことができる。

ポリ包装袋・カバーはあくまで自宅までの運搬用であり、変色やしわの原因となることもあるので、仕上がり品を受け取り後はすぐに袋やカバーをはずし、仕上がりを確認してから収納すること。

訪問販売で補正下着を契約した

相談概要

産休中に、下着の訪問販売業者が自宅を訪問してきた。

担当者と育児や家事について話をした後に、「体形が元に戻らない」と悩みを打ち明けたところ、「このままでは、元に戻りにくくなる」「この補正下着を着用しなければ体形は戻らない」と補正下着セットを薦められた。

不安になっていたところへ「当社の商品は、他店よりも安いし、たくさんの方が着用しています」「月々9千円のクレジットで購入できるので、家族に相談しなくても、ちょっとやりくりするだけで購入できますよ」と言われ、購入することにした。

後日、よく考えてみたら、セット価格が50万円と高額で、支払いが困難なので解約したい。

処理概要

契約書を確認したところ5日前の契約だったので、クーリング・オフにより無条件で解約できると説明した。

業者と信販会社に「簡易書留」で、それぞれ通知を出すよう指導した。

ポイント

クーリング・オフ制度とは、訪問販売など特定の取引方法で商品等を購入した場合、消費者が後で冷静に考え直す時間を与え、一定期間内であれば無条件で契約を解除できる制度である。

この事例は、特定商取引法の訪問販売で、契約書面を受け取ってから8日以内だったためクーリング・オフすることができた。

クーリング・オフできる取引

取引内容	適用対象	期間
訪問販売 (特定商取引法)	事業者の店舗以外の場所(自宅や喫茶店、街頭で誘われて案内された場合は営業所や店舗)での指定商品・権利(チケット等)・役務(レンタルやリフォーム等のサービス)の契約	8日間
電話勧誘販売 (特定商取引法)	事業者から電話で勧誘を受けた指定商品・権利(チケット等)・役務(レンタルやリフォーム等のサービス)の契約	8日間
連鎖販売取引 (特定商取引法)	マルチ商法等(ほかの人を加入させれば利益が得られると謳って商品やサービスを契約させる)による契約(店舗での契約も含む)。指定商品制限なし。	20日間
特定継続的役務提供 (特定商取引法)	エステ・外国語会話教室・学習塾・家庭教師・パソコン教室・結婚相手紹介サービスを継続的に行う契約(店舗契約を含む)	8日間

小包サービス「エクスパック」を悪用した融資保証金詐欺

相談概要

大手クレジット会社をかたって、低金利融資をすすめるダイレクトメールが届き、融資を申し込んだ。融資の手続きに必要なだと言われ、消費者金融から保証金50万円を借り入れ、指示されるままに小包サービス「エクスパック」で業者に送った。

1ヶ月経っても融資されず、騙されたのではないかと思うが、業者は信用できるか。

処理概要

ダイレクトメールは大手クレジット会社であるかのように誤解されるヤミ金融のものであった。融資保証金詐欺について説明し、早急に警察に被害届を出すように助言した。

また、現金書留以外での現金郵送はできないため、正規の業者がエクスパックで現金を郵送するよう指示することはないと説明した。

ポイント

これは、振り込み詐欺のうち、エクスパックを悪用した「融資保証金詐欺」である。

振り込み詐欺は次の四つに分けられ、手口と気をつける点は以下のとおりである。

- 「オレオレ詐欺」：親族や警察官、弁護士などになりすまし、電話を利用して現金を送金させたり、預金口座に振り込ませだまし取る詐欺。
 - まず、本人に連絡をとり確認すること。
- 「架空請求」：サイト管理者や債権回収業者を装い、不特定多数の人に使った覚えのない利用料金などを請求する文書を送付する。差し押さえを強制執行するなど脅し、緊急に電話連絡をさせようとする。
- 記載されている電話番号に連絡すると、言葉巧みに個人情報聞き出される恐れがあるため連絡しないこと。
 - 「融資保証金詐欺」：登録金融業者に成りすまし、融資を申し込んだ者に、保証金等の名目で現金をだまし取る詐欺。
 - 正規の貸金業者はいかなる名目であっても、融資を前提に現金を振り込ませることはない。現金を振り込んだり、郵送するように指示されたら融資保証金詐欺である。低金利等のうたい文句に騙されないこと。
 - 「還付金詐欺」：社会保険事務所や税務署、市役所等公的機関の職員を名乗り、医療費や税金の還付金があるとだまし、手続きを装いATMの操作を指示して口座間の送金により現金をだまし取る詐欺。
 - 公的機関の職員がATMの操作を指示することはない。一度電話を切り、自分で調べた正規の公的機関の連絡先へ確認すること。
 - 指示された口座へ現金を振込んだり、ATMの操作により振り込み詐欺の被害に遭った場合は、すぐに警察と金融機関に申し出ること。

平成20年6月21日から、振込詐欺に使用された口座に残っている資金を「被害回復分配金」として被害者に支払う取り扱いが始まった。被害にあったら、すみやかに振込先の金融機関と警察に申し出ること。

無料の占いサイト登録から出会い系サイトへ

相談概要

携帯電話から無料の占いサイトに登録した。

しばらくして出会い系サイトからメールが届き、女性無料と表示されていた。

無料だったかと思いき、何度か男性とメールのやりとりをしたら、有料となりポイント代 3 万円を請求された。

「女性は無料」としか表示されておらず、有料になるとの確認画面はなかったが、支払わなければならないのか。

処理概要

有料との確認画面が設定されていない場合は、錯誤無効を主張できると伝え、不当請求の対処方法を助言した。

ポイント

相談者が登録したのは「無料の占いサイト」だが、規約をみると登録と同時に他のサイトに二重登録となるサイトがある。

また、規約に書かれていないのに、他の有料サイトに二重登録される場合もある。それらの多くは、登録は無料だが、利用料金は有料であることが多い。

この事例では、相談者は出会い系サイトへの登録の意志は無く、無料だと思い利用したもので、「女性無料」との最初の説明と違うことから、「電子消費者契約法」に基づき錯誤無効で、これらの契約は無効であると主張できるとしている。

「電子消費者契約法」とは、電子商取引などにおける消費者の操作ミスの救済、契約の成立時期の転換を定めたものである。

事業者は、申し込み内容を確認できる画面を設ける必要があり、申し込む前に「有料」であることを分かるように明示しなければならない。

操作ミスを防止するための適切な措置を講じていない場合は、申し込み自体が無効となる。

契約が無効と判断される場合は、連絡の指示があっても連絡しないこと。

事業者には知られているのは、携帯電話番号やメールアドレス程度の情報であり、今知られている以上の氏名・住所・勤務先・固定電話番号などの個人情報を知らせない。

また、事業者からの着信拒否設定など、携帯電話の機能を活用する方法もある。

「出会い系サイト」を利用する場合には、携帯電話会社への通信料のほかに、サイト事業者を利用料金の支払が必要である。多くの場合、登録は無料であるが、掲示板を見る、相手にメールを送る、相手からのメールを読むなど、一つ一つの操作は有料でポイントに換算される。無料の範囲で利用するつもりが、様々な経緯から頻繁にメールをやりとりせざるを得ない状況になり、利用料金が高額に上がったと言う相談もある。

サイトは匿名で利用するため、相手が本当のことを言っているかどうか分からない。相手がサイト事業者と示し合わせてポイントを使わせるためにうそをついていたとしても、それを確かめることも、支払を拒絶することも困難である。

海外から届いた高額賞金が当選したかのようなダイレクトメール

相談概要

母に海外から高額賞金を獲得する権利が得られたとダイレクトメール(以下「DM」)が届いた。手数料4500円と送料500円を支払うと、小切手による一括払いか、銀行口座への振り込み方法を選ぶことができる。当選番号の保持者であることが確認され次第、宅急便で賞金小切手を届けるため、7日以内に金融譲渡書類を返信するよう記載してある。また、ボーナス商品の純金ピアスを別便で送るとのことだが、業者は信用できるか。

処理概要

海外宝くじの購入を勧めるDMで、不特定多数の人に届いていると伝えた。また、日本国内で海外宝くじの現物を入手すると、法律違反に当たる可能性があるかと助言した。

ポイント

海外宝くじを申し込んでもいないのに、「すでに当選した」「当選確実」「権利を得た」など、あたかも当選したかのような誤解を与え、当選金を受け取るための手続き費用をだまし取る手口である。

事例のように、安価な装身具等を送り、消費者の期待感を高めようとする例もある。

海外宝くじに関する相談では

- ・申し込んでいないのに、当選したかのような不審なDMが届く。
- ・申し込んでいないのにDMが届くので、個人情報が出ているのではないかと心配だ。
- ・当選金が入金されると思い、高額な手続き費用を支払ったが、いつまでも入金されない。
- ・一度購入手続きをしたら、複数の業者から大量のDMが届くようになった。
- ・海外宝くじを申し込んだら、クレジットの引き落としが止まらない。

などがあるが、申し込むことにより更に個人情報が流れる恐れもある。

また、DMの記載内容には、締切りを書いて申し込みを急がせる、当選金を日本で受け取っても非課税であるかのような誤解を招く記載があったり、当選結果の確認方法が不明である等、不審な点が多い。

このようなことから、海外宝くじでは次のことに注意が必要である。

- ・申し込んでもいないのに当選したなどの、甘い話には乗らない。
- ・信用できない相手にはクレジットカード番号等は絶対に教えない。
- ・特に海外の業者とクレジット契約した場合、トラブルの解決に時間がかかる。
- ・国内での海外宝くじの取引は刑法187条の違法行為にあたる可能性があるため、絶対に申し込まないこと。

電話で展示会に誘われ装飾品を購入した

相談概要

顔見知りの販売員に、電話で、ホテルで開催されている宝石の展示会に誘われた。来場するだけでブランド品の小物がもらえるというので出向いた。

担当者から商品購入を勧められ断ったら、3人の販売員に取り囲まれ、商品購入をすすめられた。

無職だからと断ったが、1点より3点まとめて購入すると割引サービスすると勧められ、断りきれずに指輪とネックレスを購入することにし、クレジット契約した。

購入金額が60万円と高額なため、支払に不安を感じ、10日後に業者に解約を申し込んだが拒否され、さらに割引サービスするというが解約したい。

処理概要

販売店に経緯を記した内容証明郵便を送付し、その後、センターから迷惑勧誘等を主張し、解約交渉した結果、契約解除となった。

ポイント

このようにホテルや集会所などの仮説店舗で一定期間、商品を展示販売するやり方を「展示会商法」という。

販売される商品は、着物や洋服・宝石、絵画などで、着物や宝飾品は中高年の女性が、絵画は若い男性が被害に遭っている。

一度契約すると、「お得意様無料招待」などと電話で誘い、次々に新たな契約を結ばせるケースが目立つ。中には、車での送迎や、旅行やタレントショーなどの接待を受け、心理的負担から断りにくい状況となっていることもある。

販売員の言葉に惑わされることなく、必要でない場合は、キッパリ断ること。

また、その場で契約せず、家族等に相談するなど、一度冷静に考えてから契約するか否か決めること。

分割払いで購入する場合、月々の支払額は少なくとも、手数料が加わると支払い総額は驚くほど高額になってしまうため、契約は慎重にすること。

なお、次の場合には契約を取り消すことができる。

- ・消費者が帰りたいと意思表示したにもかかわらず、帰さずに無理やり購入を迫った。
- ・商品の品質や価格など、契約を決めるための重要な事項について、事実と違うことを告げられ契約した。

また、展示会商法では、展示会が一日だけの開催だったり、それ以上の期間では、何人もの店員に囲まれ、自由に商品を選べない状況で契約した場合には、契約書を受け取ってから8日間以内であればクーリング・オフができる。

多額の借金があり債務整理について知りたい

相談概要

3年前に夫が失業したため生活費が不足し、消費者金融から借り入れした。生活費の不足分と、返済のための借金を繰り返し、今では信販会社、消費者金融、銀行から多額の借金がある。住宅ローンの支払いもあるが、債務整理の方法を教えてください。

処理概要

債務整理の方法について説明し、弁護士・司法書士へ相談することとなった。

ポイント

債務整理方法には、次の4つの方法がある。

任意整理

裁判所を利用せずに、債権者と支払金額、支払期間を話し合い、新たに返済の約定を締結する。

任意整理に適している場合

- ・借金総額が比較的少額の場合
- ・「利息制限法への引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

特定調停

簡易裁判所に申し立てをし、調停委員会が返済額、返済方法など双方の意見調整し、合意に達した場合、その内容どおり返済する。

特定調停に適している場合

- ・借金をしている業者の数が少ない場合
- ・「利息制限法への引き直し計算」で借金の減額が見込まれる場合

個人再生手続

地方裁判所に申し立てし、将来の収入により、債務の一部について立てた弁済計画を裁判所が認め、その計画通り返済することによって残りの債務が免除される。

個人再生手続に適している場合

- ・借金をしている業者の数や額が多い場合
- ・給与等の定期的な収入を得ている場合
- ・住宅ローンがあり、住宅を手放したくない場合

自己破産

全財産を充てても債務を返しきれなくなった場合に、地方裁判所に破産の申し立てをする。免責が確定すると、債務の支払義務が免除される。

自己破産に適している場合

- ・返済の見込みが立たない場合

裁判所からの通知、弁護士・司法書士から受任通知により、債権者からの取立てはとまる。

訪問販売で契約した学習教材をクーリングオフしたい

相談概要

昨日、小学生の子どもの学習教材を勧める販売員が訪問した。
基礎学力を身につけることが重要だと説明し、小学校4～6年生の3年分の教材購入を勧められた。DVDも付いているので理解しやすいと言われ、70万円の教材を契約した。
帰宅した夫に相談したところ、高額との理由から反対されたので、クーリング・オフしたい。

処理概要

契約してから8日以内なので、クーリング・オフの仕方を助言した。

ポイント

教材販売では、販売目的を告げずに、まず、電話や訪問で学力テストを勧めるケースがみられる。学力テストを受けると、後日、担当者が「結果の説明」に訪問する。「テストの結果から判断すると学力に不安がある」「基礎学力に問題がある」など不安をあおり、「この教材を使用すると遅れを取り戻す事ができる」「効果的に学習することができる」などと説明し、教材の購入を勧める。

高額なため、家族に相談をしたいと言っても帰らず、長時間に渡って勧誘するため、早く帰ってほしいとの理由から契約したというケースもある。

契約後のトラブルでは、

- ・ 契約金額が高額だと家族に反対された。
- ・ 大量の教材が一度に送られ、どれから使用するのが分からなかった。
- ・ 金額に見合うような内容とは思えないなどがある。

訪問販売の学習教材は高額なものが多く、子どもに本当に必要なものかどうか、よく考えること。何年分もの契約は、子どもの学習に適したものか、続けて使用していけるものか分からない。

セールストークに惑わされず、契約を急がされても、その場で契約しないこと。

もし、契約した場合でも、契約書を受領した日から8日以内であれば、書面によるクーリング・オフできる。

また、クーリング・オフ期間が過ぎても、事実でないことを告げられたり、重要な事実を言わなかったことにより誤って信じて契約した場合は、契約を取り消せることがある。

成年後見制度の概要と申し立て方法について知りたい

相談概要

以前に、訪問販売業者から布団などを購入していた母が、最近、認知症と診断された。これからそのような契約を取消しできるように、成年後見制度を活用したい。制度の概要と申し立て方法について教えてほしい。

処理概要

成年後見制度の法定後見制度について説明し、手続きの流れについて情報提供した。

ポイント

成年後見制度とは、認知症や精神障害などで判断能力が不十分な人を保護し、契約などを代理援助する制度である。

後見人制度には、「法定後見制度」と「任意後見制度」がある。

「法定後見制度」とは、本人・配偶者・四親等内の親族等の申し立てで、家庭裁判所が判断能力が不十分な人には、補助

判断能力が著しく不十分な人には保佐

判断能力を欠いた状況にある人には後見

を開始し、それぞれ補助人、保佐人、成年後見人を付けて保護する制度である。

後見の場合は、成年後見人が契約等の取消権と代理権・財産管理権を持つ。

保佐の場合は、保佐人が同意権と取消権を持ち、必要に応じて裁判所に代理権を付けてもらうこともできる。

補助の場合は、取消権、代理権とも必要に応じて裁判所に付けてもらう。

このような制度を利用していると、本人が契約してしまった場合でも取り消すことができ、また本人の判断能力がなくなっても、成年後見人が財産を管理し、身上の監護をするので安心できる。

「任意後見制度」とは、委任者本人が公正証書による契約で、代理人となる人（任意後見人）とその人に委任する事項を決めておき、判断能力が衰えたら、任意後見をスタートさせるという制度である。

家庭裁判所に任意後見監督人を選任してもらい、任意後見人を監督するので安心できる制度であるが、任意後見人には取消権は無いため、消費者被害などの予防には十分ではない。

どちらの制度も精神上的の障害で判断能力が衰えた場合の制度で、高齢や身体の障害が重いというだけでは利用できない。

振り込め詐欺に遭わないために注意点を知りたい

相談概要

新聞やテレビで振り込め詐欺が再び増えていると報道されているが、被害に遭わないためには、どのようなことに注意すればよいのか知りたい。

処理概要

振り込め詐欺の手口と注意点について情報提供した。

ポイント

振り込め詐欺には、「オレオレ詐欺」「架空請求」「還付金詐欺」「融資保証金詐欺」の4種類がある。

平成20年の振り込め詐欺事件の発生件数、被害総額は、過去最多の04年に次いで2番目に多い2万481件、約276億円であることが警察庁の発表により明らかとなりました。特に、高齢者を狙った「オレオレ詐欺」や「還付金詐欺」が増加した。

「オレオレ詐欺」は電話を利用し、親族になりすまして、交通事故の示談金等の名目でお金を口座に振り込ませる方法でだまし取る詐欺である。

子どもや身内を心配する気持ちにつけ込み、冷静な判断ができなくなるのを狙っている。

「還付金詐欺」は、「医療費や税金の還付がある」などと、公的機関の職員を名乗り、ATM操作を電話で指示し、本人も気づかいうちに犯人の口座に振り込ませる。

被害に遭わないためには、次のことに気をつけること。

- ・口座振込みを急がせたり、ATMの操作を指示するような電話を受けたら「詐欺かも知れない」と疑ってみる。
- ・動揺したり、慌てたりせずに、いったん電話を切り、家族や公的機関に確認する。
- ・本人確認には普段から、家族しか知らない合言葉を決めておくのもいい。

最近では、銀行の振込みだけでなく、バイク便業者や代理人を直接自宅に向かわせ、現金を手渡しさせる場合もある。

- ・公的機関の職員がATMの操作を指示することは絶対にない。

定額給付金を語った振り込め詐欺にも注意が必要である。

- ・ATMには、自分が操作して、他の人からお金を「受け取る」機能はない。

1日のATMの利用限度額の引き下げは、万が一被害に遭ったときの被害額を最小限にするための方策である。

また、被害に遭った場合、振込先の金融機関に相談することにより、振込先の口座に残っている資金を被害者に支払う「振り込め詐欺救済法」が、20年6月に施行された。

自分の借金と同じ連帯保証人と名義貸しについて

相談概要

半年前、知人の「絶対迷惑はかけない」という言葉を信用して連帯保証人になった。その後、知人は事業に失敗して行方不明になり、自分が消費者金融から残債を請求されている。この場合、連帯保証人の自分が支払わなければならないのだろうか。友人に頼まれて、サラ金から5万円を借り入れた。カードで返済するというので、お金とカードを友人に渡した。しばらくすると、「返済されていない」と消費者金融から借入額50万円の請求書が来た。自分は頼まれて5万円の名義貸しをただけで、使ったのは友人なのに、自分が返済しなければならないのか。

処理概要

連帯保証人は契約者(債務者)と同様の責任があり、業者からの請求を拒むことができない旨を助言した。
契約は名義を貸した人との間に成立していることから、支払義務を負うことを説明した。

ポイント

連帯保証とは、保証人が債務者と連帯して支払い責任を負うという保証方法のひとつである。単なる「保証人」の場合は、業者が保証人に借金の請求をしてきても、「先に、本人に請求してください。」とすることができる。

しかし、連帯保証人は、たとえ債務者本人に支払い能力があったとしても、債務者からの請求を拒むことはできない。連帯保証人は、普通の保証人よりも重い責任が課せられている。

また、一度保証人になると、返済が終了するまでは、特別な場合を除いて、自分の都合だけで一方的にやめることはできないので注意が必要である。

名義貸しは、あくまでも名義を貸した人との間に契約が成立しているため、当然支払義務を負うことになる。

最初は、「少ない額だから」と思っても、カードを渡すことによって、限度額まで借り入れされていることがある。

相談事例の中には、他人の借金を被り、それが原因で多重債務に陥ってしまったという例も数多くある。

連帯保証人や名義貸しは、自分が借金することと同じで、借金を自分が支払うことになるかもしれないという認識をもち、安易に引き受けるべきではない。

自分に支払ってあげる能力があるのか、また支払ってあげることに納得できるのか、冷静に検討する必要がある。